

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
◇告示 国民健康保険条例の制定認可
建築代理業者の登録

土地改良区設立の認可
土地改良事業計画の縦覧
大字の廃止
ブルセラ病等の検査

◇公安告示 交通制限
◇公告 行政書士試験の合格者
火薬類取扱主任者試験の合格者

告示

鳥取県告示第五百四十六号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十年十一月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町 岩美郡岩美町

認可年月日 昭和三十年九月十三日

鳥取県告示第五百四十七号

鳥取県告示第五百四十七号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年十一月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

現本

住

籍

事務所名称
氏名

業務管理者

三六二	昭和三〇、一八	鳥取市本町四丁目九	山崎建築士事務所	一級建築士
三六三	"	西町三〇四	山崎 糧吉	山崎 糧吉
三六四	"	古市四〇二ノ二	中田建築士事務所	二級建築士
三六五	"	松並町二一	中田 敬一	中田 敬一
三六六	"	島根県松江市幸町八二三	株式会社大林組鳥取工事事務所	一級建築士
三六七	"	南田町一八	高橋 源	高橋 源
三六八	"	倉吉市巖城五二ノ七	古田建築士事務所	一級建築士
三六九	"	"	古田 和利	古田 和利
三七〇	"	下古川二六	上本建築士事務所	二級建築士
三七一	"	上井三一六	上本 賢藏	上本 賢藏
	"	富山県高岡市大工中町六八	加根建築事務所	二級建築士
	"	米子市富士見町九一	加根好太郎	加根好太郎
	"	鳥取市賀露町一、二七六	諸家建築事務所	二級建築士
	"	一〇、二四	諸家 喜藏	諸家 喜藏
	"	銀治町五一	株式会社森尾組	二級建築士
	"	岩倉三九八	森尾 剛	森尾 剛
	"	西伯郡境港町上道九一七	大平土建株式会社	一級建築士
	"	日ノ出町八六	田中 常平	熱田 三郎
	"		門永建築事務所	二級建築士
	"		門永 信	門永 信

鳥取県告示第五百四十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第

一項の規定により、土地改良区の設立について次のとおり認可した。

昭和三十年十一月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

住所 申請 氏名

八頭郡船岡町大字見規中 森田 正一 外十四人
西伯郡大高村大字泉 吉川 芳治 外十四人

船岡町前井手土地改良区 昭和三十年十月三十一日
下郡 " " " " " " " " " " " "

鳥取県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、倉吉市小鴨土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のよう

昭和三十年十一月五日から同年十一月二十四日まで
三 縦覧の場所 倉吉市役所
四 異議の申立 利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

昭和三十年十一月四日 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百五十号

縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
二縦覧の期間

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十條第一項の規定により、昭和三十年十月十五日から鳥取市において、次のとおり大字の区域を擦止し、それぞれ

その区域にあらたに次の町の区域を画した旨、鳥取市長より届出があつた。

昭和三十年十一月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

旧大字名	新町名
大字東大路	東大路
西大路	西大路
中大路	中大路
久末	久末
古郡家	古郡家
美和	美和
越路	越路

鳥取県告示第五百五十一号

次のように結核病、ブルセラ病及びひな白痢の検査を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛及び鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十年十一月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的
結核病、ブルセラ病及びひな白痢の予防のため
- 二 実施の区域
別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病及びブルセラ病の検査
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している牛、牛、及びこの牛と同一施設内で飼育している牛、但し生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く
- 四 ひな白痢検査 鶏
実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法
結核病検査 ー ツベルクリン皮内注射反応
ブルセラ病検査 ー ブルセラ急速凝集診断法
ひな白痢検査 ー ひな白痢急速凝集診断法

別表

結核病検査、ブルセラ病検査

検査月日	実施区域	実施場所	実施の期日		実施場所
			第一次	第二次	
十一月八日	十一月十一日	西伯郡岸本町	藍野		藍野
"	"	"	眞野		眞野
九日	十二日	日野郡溝口町	金屋谷		金屋谷
"	"	"	莊、福居		莊、福居
"	"	"	溝口家畜市場		溝口家畜市場
十二日	十五日	江府町	江尾		江尾
"	"	"	貝田		貝田
"	"	"	下安井		下安井
ひな白痢検査					
実施の期日 実施の場所					
十一月十六日	八頭郡智頭町智頭	田中養鶏場			田中養鶏場
"	"	白間			白間
十九日	"	用瀬町金屋	加賀田		加賀田
"	"	河原町山手	蓮仏		蓮仏

"	二十一日	佐治村中	沢田
"	二十二日	用瀬町別府	砂場
"	"	智頭町山田	小林
"	"	篠坂	櫻谷
"	二十四日	鳥取市島	北山
"	"	湖山町	小谷
"	二十五日	向国安	太田
"	"	富安	横山
"	"	安田	安田
"	二十六日	中町	福田
"	"	吉方	遠山
"	二十八日	卯垣	村田
"	"	岩美郡宇倍野村麻生	馬淵
"	"	鳥取市伏野	田辺
"	二十九日	藥師町	松本
"	三十日		伊吹

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

道路交通取締法第六条の規定により、次のとおり交通制限をする。

昭和三十年十一月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成人

一 制限の場所

- (1) 米子市道東倉吉町―糺町線、米子市東倉吉町八一番地地先から米子市法勝寺町一―五番地地先までの四八〇メートルの間
- (2) 米子市道東町―上福原線、米子市法勝寺町一―五番地地先から米子市東町一〇五番地地先までの三六〇メートルの間
- (3) 一級国道二十九号線、鳥取市東町一四―一番地地先から鳥取市西町二番地地先までの七〇メートルの間

二 制限の種類

- (1)、(2)については自動三輪車以上の自動車

(3)については自動車及び原動機付自転車。
 図面に示す↓印の方向に向い一方のみ通行し矢印の反対の方向から通行することを禁ずる。

三 制限の期間

- (1)、(2)については 昭和三十年十月十八日から昭和三十年十二月二十五日まで
- (3)については昭和三十年十月二十二日から昭和三十年十一月三十日まで

公 告

昭和三十年十月十四日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十年十一月四日

鳥取県知事 遠 藤

重安 茂 森 正美 茂

昭和三十年十月十六日施行した昭和三十年度甲種及び乙種の火薬類取扱主任者試験合格者は次のとおりである。

昭和三十年十一月四日

鳥取県知事 遠 藤

合格者 茂

受験番号

- 甲種一番 利田 一夫
- 乙種一番 坂村 松太郎
- ”三” 宮本 義雄
- ”四” 紙本 広文

- ”七” 土井 祐吉
- ”八” 藤村 義一
- ”十” 段田 清八
- ”十一” 小林 正治
- ”十三” 成本 撰夫
- ”十五” 前川 嘉夫
- ”十七” 神谷 徳治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 印刷所